

望まない受動喫煙の防止にご協力を

保健所健康増進課 (0798・26・3667)

健康増進法、県受動喫煙の防止等に関する条例(以下、県条例)が改正され、7月1日から一部が施行されます。この改正は、受動喫煙による健康

への影響が大きい子供や妊婦、患者等に特に配慮し、施設や場所ごとに対策を実施し、「望まない受動喫煙」を無くすことを目的としています。

学校、病院、官公庁など、
多数の人が出入りする空間は禁煙

私的(プライベート)空間でも
受動喫煙防止に取り組みを

… 喫煙前に、各施設のルールを確認しましょう …

20歳未満の人と妊婦の受動喫煙を防止するため、次の場所は禁煙です

令和元年7月1日からの施設の規制概要

県条例の対象施設	規制内容(必要な対応)	
	改正前	改正後
保育所、幼稚園、小・中・高校など	敷地内・建物内のすべてを禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙
病院、診療所、助産所	建物内のすべてを禁煙	敷地内の周囲も喫煙を制限
児童福祉施設、母子・父子福祉施設など	建物内のすべてを禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙
大学、専修学校、薬局など	建物内の公共的空間を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙
介護老人保健施設、介護医療院など	建物内の公共的空間を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙
官公庁施設(★)	建物内のすべてを禁煙 / 建物内の公共的空間を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 (屋外喫煙区域設置は可能)

(★)…屋外喫煙区域の有無等については各施設へご確認ください



20歳未満の人、妊婦と同居する住宅の居室内



20歳未満の人、妊婦と同乗する自動車の車内



20歳未満の人、妊婦に受動喫煙を生じさせる場所

加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いです

県条例では、加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いです。
※健康増進法で当分の間の措置として認められる「指定たばこ専用喫煙室」の設置は、兵庫県では条例により認められません

市役所本庁舎周辺の喫煙可能場所の変更等

健康増進法、県条例の施行に伴い、市役所本庁舎周辺の喫煙可能場所の変更等を行います。詳しくは、市のホームページ(ページ番号:71921486)をご覧ください。問合せは、環境学習都市推進課(0798・35・3479)へ。

消防職 市職員を募集

市は、来年4月採用予定の消防職員(大学卒程度)を募集します。申込は、必要書類を6月25日～7月5日の執務時間中に消防局総務課(消防局庁舎3階)へ持参か郵送(必着)を。募集要項・申込書は、6月25日から同課および各消防署で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:82473434)からダウンロードできます。



対象	平成6年4月2日～10年4月1日に出生(学歴不問)し、次の身体要件を全て満たす人 ①視力が左右それぞれ0.3以上、かつ両眼で0.7以上(矯正視力可) ②赤・青・黄色の色彩の識別ができる ③聴力、言語および運動機能等に障害がない
基本給月額	23万円(22歳大学卒の場合。別途諸手当あり)
定員	9人程度
1次試験	7月28日(日)に関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス

※高校卒程度の募集は、本紙8月10日に掲載予定
※基本給月額は平成31年4月1日現在の額。経歴、給与改定などにより異なる場合あり

問 消防局総務課(0798・26・0119)

11月14日 締切

写真・絵画を募集

特選は市政ニュース新年号に掲載

市政ニュースでは、来年1月1日号の1面に掲載する写真・絵画を公募します。テーマは「とっておきの西宮」で、締切は11月14日です。

詳しくは、広報課(市役所本庁舎4階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、各公民館等にある募集要項、市のホームページ(ページ番号:68819619)をご覧ください。



昨年の特選作品

対象	在勤・在学者可。プロ・アマチュア不問
賞	特選1点…本紙来年1月1日号1面に掲載▷入選3点…特選とともに、来年1月に市役所本庁舎1階に展示 ※いずれも写真、絵画を併せての選考
選考	本紙への掲載にふさわしい内容であるかを基準に広報課が選考
規格	写真:フィルムまたはデジタルカメラによるカラー写真。組み写真は不可。サイズは四つ切り(254mm×305mm、ワイド不可)かA4、横長 絵画:色彩は多色(カラー)、サイズは3号F(273mm×220mm)～8号F(455mm×380mm)で横長。八つ切り画用紙も可

※平成31年1月1日以降に撮影(描写)したもの。他のコンテストで入賞、または雑誌等に掲載された作品は不可。応募は1人につき写真か絵画いずれか1点
※本紙紙面に掲載する実寸は、横239mm×縦172mm

問 広報課(0798・35・3403)

募集

参加団体 ボランティアスタッフ

にしのみや市民祭り協議会は、10月26日(土)に市役所本庁舎周辺で開催する「にしのみや市民祭り」の参加団体・ボランティアスタッフを募集します=右表参照。

募集要項・申込書は、6月25日から市民協働推進課(市役所本庁舎7階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布するほか、にしのみや市民祭り協議会のホームページ(https://www.nishinomiyashiminmatsuri.jp/)からダウンロードできます。



昨年のステージの様子

問 にしのみや市民祭り協議会事務局 (0798・35・3458…市民協働推進課内)

にしのみや市民祭り

募集イベント	内容	応募条件	定員	締切
①市民ステージ	ダンスや大道芸など多彩なジャンルのパフォーマンスを披露	出演人数 5人以上	▷ダンス部門…7団体程度(多数の場合抽選) ▷パフォーマンス部門…3団体程度(多数の場合選考)	7/26
②Dancing ☆甲子園☆	ヒップホップなどのストリートダンスのテクニックなどを競い合う	小学生以上の2人～おおむね20人で構成された団体・グループ	8団体程度(多数の場合、映像や実演による選考)	7/26
③ボランティアスタッフ	会場内整理など運営の補助(交通費等の支給なし)	18歳以上	多数	8/9

※①②は、主に市内在住・在勤・在学者で構成、または市内で活動する団体に限る
※③は事前説明会を実施する場合あり

7月21日(日) 参議院議員通常選挙

問 選挙管理委員会 (0798・35・3732)

投票日に予定がある人は期日前投票へ!!

7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。当日投票に行けない人は、期日前投票ができます=右表参照。
※期日前投票会場の期間にご確認ください

期日前投票会場 ※時間は午前8時半(★は10時)～午後8時	
7月5日(金)～20日(土)	7月13日(土)～20日(土)
・選挙管理委員会事務局(市役所東館7階) ・塩瀬支所 ・ららぽーと甲子園(★)	・瓦木公民館 ・甲東支所 ・鳴尾支所 ・山口支所

